

支払又は支払の受領に関する報告書

(銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領)

(該当分に○)	
1. 支払	2. 支払の受領
報告年月日： _____	

財務大臣殿
(日本銀行経由)

支払又は支払の受領の実行日

1 報告者 氏名又は名称 及び代表者の氏名 住所又は所在地 担当者の氏名(電話番号)
2 取引の相手方 氏名又は名称 所在国又は地域 業種番号(15~17)
3 金額(決済通貨により記入すること。) (18~29)

(記入要領) 1 西暦により記入すること。 2 「2 取引の相手方」欄には、原取引(支払又は支払の受領(以下「支払等」という。))の原因となった取引の相手方(証券投資に係る支払等にあつては証券の発行体)を記入すること。ただし、原取引の相手方を記入することが困難な場合には、支払等の相手方を記入して差し支えない。 3 業種番号については、本省令別表第3に定める業種番号を記入すること。ただし、報告者の業種番号については、支払等の目的が、国際収支項目番号813, 817, 823, 911, 912, 915, 920に該当する場合には、取引の相手方の業種番号については、支払等の目的が、国際収支項目番号811, 812, 815, 820, 913, 917, 923に該当する場合に記入すること。 4 非居住者との間の債権債務の決済に伴い、他の非居住者への一時的な預金(預入期間が十日以内のものに限る。)を行う場合であつて、本省令第1条第2項第1号ハ又はニに該当する場合には、当該債権債務の決済の相手方である非居住者を取引の相手方として記入し、当該債権債務の決済の内容に従つて国際収支項目番号を記入すること。 (注) 貨物の輸出入代金については、本報告の対象外である。	4 国際収支項目番号 (本省令別表第1に定める番号を記入すること。該当する項目が2以上にわたる場合は、番号を連記し当該番号に対応する金額をかつこ書すること。) (30~32)	5 報告者の区分 (33) (該当分に○) 1. 公的 2. 銀行 3. その他 業種番号(上記1又は2に該当する場合は記入不要。) (34~36) ()
日本銀行使用欄		
国 (37~39)	通貨 (40~42)	
銀行等又は資金移動業者使用欄		
整理番号等 (43~47)		
取扱店舗名		

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

別紙様式第3

「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領）」の記載要領

1. 報告の対象と報告を要する者

(1) 報告の対象と報告者（(2)に掲げる支払等に該当する場合を除く）

イ. 本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じた為替取引により、海外に向けて「支払」又は海外から「支払の受領」をした**居住者**。

ロ. 本邦にある銀行等又は資金移動業者を通じた為替取引により、本邦において非居住者との間で支払又は支払の受領（「支払等」という。以下同じ）をした**居住者**。

(注意 1) 為替取引には、送金の受領を預金口座に自動入金した場合も含まれる。

(注意 2) 「支払の受領」とは、非居住者から取引の決済資金等を受取することをいう。

(注意 3) 本邦にある銀行等又は資金移動業者でした為替取引による支払等とは、本邦にある銀行等又は資金移動業者の為替を利用して、(1) 居住者が海外送金したり海外からの送金を受領（イ.が該当）する場合、(2) 本邦にある銀行等に非居住者が開設している非居住者預金への居住者による振込み、非居住者預金から居住者預金への振込み等（ロ.が該当）が該当する。

本邦にある銀行等又は資金移動業者でした為替取引による支払等以外については、本報告書ではなく、「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由しない支払又は支払の受領）」（別紙様式第1又は第2）を提出すること。

(注意 4) イ.の場合、相手方が居住者の海外預金口座や、外国に滞在している居住者の場合でも報告の対象となる。ただし、外国に滞在している居住者には報告義務はない。

(2) 報告が不要となる場合

イ. 1回の支払等（為替取引）の金額が次の場合。

(イ) 「北朝鮮に住所又は居所を有する個人」又は「北朝鮮に主たる事務所を有する法人等の団体」に対する支払…… 3百万円相当額以下

(注意) 例えば、北朝鮮以外の国において当該個人・団体に支払った場合や北朝鮮以外の国にある当該団体の支店等事務所に支払った場合も対象となります。なお、北朝鮮以外の国にある支店等事務所に支払った場合の「所在国又は地域」欄の記入については、8. (5) ハを参照してください。

(ロ) 上記以外の支払等…… 3千万円相当額以下

なお、支払等の決済通貨が外貨の場合、3百万円相当額、3千万円相当額を超えるか否かの判定は次のレートを使用して本邦通貨に換算した金額により行うこと。

- ・本邦通貨と外国通貨との売買を伴う場合：支払等を実行した時の「実勢外国為替相場」
- ・本邦通貨の売買を伴わない場合（外国通貨同士の売買を含む）：財務大臣が日本銀行において公示する「基準外国為替相場・裁定外国為替相場」

(注意) ・1回の支払等は、為替取引毎に計算する。従って、複数の取引に伴う代金の決済をまとめて送金あるいは送金を受領した場合でも、個々の取引に係る決済代金でなく、送金等をした1回のコレの金額に基づいて報告の要否を判断すること。

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

別紙様式第3

- ロ. 貨物の輸出入代金（本邦において通関するものに限る。個人輸入を含む）
- ・仲介貿易（いわゆる三国間貿易）は、本邦への貨物の通関がないため報告が必要。
 - ・貨物とは、「貴金属（ただし、プラチナ、パラジウム等は貨物に該当）」、「支払手段」、「証券」、「その他債権を化体する証書」以外の「動産」をいう（外為法6条第1項第15号）。
- ハ. 上記に掲げるほか、報告省令第1条に規定する支払等

2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第3条第1項

3. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先

- イ. 報告者（銀行等の顧客）：当該支払等（為替取引）を行った銀行等又は資金移動業者の店舗
- ロ. 上記イ. の銀行等又は資金移動業者：日本銀行国際局国際収支統計担当 60番窓口
（銀行等又は資金移動業者が顧客から受け付けた報告書を郵送する場合の宛先：〒103-8660 郵便事業株式会社日本橋支店私書箱30号 日本銀行国際局国際収支統計担当）

(2) 本報告書に関する照会先

- イ. 商品売買、サービス、利子・配当、贈与等經常取引関係 03-3277-2102
- ロ. 証券の取得・処分・償還等 03-3277-1383
- ハ. 業種番号、10%以上の出資関係先との間の出資・金銭の貸借、不動産投資 03-3277-2935
- ニ. 金融派生商品 03-3277-2098
- ホ. 直接投資（対外・対内）に該当しない先との間の金銭の貸借、預け金等 03-3277-1532
- ヘ. その他の資本取引関係（上記（ロ）～（ホ）以外） 03-3277-2106

4. 報告義務の発生時期

支払等（為替取引）を実行した日。

(参考) 月中の支払等を集計して報告する「支払又は支払の受領に関する報告書（銀行等又は資金移動業者を経由する支払又は支払の受領（取りまとめ分）」（別紙様式第4）を使用することも出来る（財務省への事前手続きを要する）。

5. 報告書の提出期限

- (1) 上記3. (1) イ. の報告者：支払等を実行した日から10日以内（10日目にあたる日が休日の場合はその前営業日まで）
- (2) 上記3. (1) ロ. の銀行等又は資金移動業者：(1) の報告者から報告書を受領した日から10営業日以内（10営業日目にあたる日が休日の場合はその前営業日まで）。郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>

別紙様式第3

7. 報告書に記載する金額単位

支払等（為替取引）の金額を**原通貨のまま**で記入すること。他の通貨に換算して報告することは出来ない。

8. 記入の方法と留意点

(1) 「1. 支払、2. 支払の受領」欄

該当する項目番号を「○」で囲むこと。

(2) 「報告年月日」欄

イ. 西暦とすること（年月日の順に記載）。

ロ. 日付は為替取引を行った銀行等又は資金移動業者に提出した日とすること。

(3) 「支払又は支払の受領の実行日」欄

支払等（為替取引）を実行した日とすること（年月日の順に記載）。

(4) 「報告者」欄

イ. 「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄

(イ) 支払等の当事者が報告者となる。

(ロ) 代表者とは会社を代表する取締役等。

(ハ) 氏名の冒頭に資格（代表取締役社長等）も付記すること。

(ニ) 押印は不要。

ロ. 「担当者の氏名（電話番号）」欄

(イ) 担当者は、当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。

(ロ) 電話番号は可能な限り直通番号を記入すること。代表番号の場合は、内線番号・担当部署名を補記すること。

(5) 「取引の相手方」欄

イ. 支払等の原因となった取引を行った相手方（「原取引の相手方」という。以下同じ）を記入すること。

(注意) 「原取引の相手方」と「資金の受渡し先」とは異なる場合があるが、当報告書には、「資金の受渡し先」ではなく、「原取引の相手方」を記入する。

例えば、A社（米国）に対する貸付金を、A社の指示に基づいて、「第三者」のB社（英国）に支払った場合でも、「取引相手方」となる「原取引の相手方」はA社となるので、本欄では「米国」とすること（目的は「非居住者への貸付」であるため、「国際収支項目番号」欄にはこれに該当する番号を記入）。

ロ. 証券投資や海外預金の入出金等では、一部に例外的な記載を行うことが定められている。これについては、下記「9. 「取引の相手方」「国際収支項目番号」欄の記入が原取引以外となるケース」を参照すること。

ハ. 「所在国又は地域」は国名あるいは地域名（例えば、「米国」）のみを記入すること。法人

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>

別紙様式第3

の場合は本社のある国・地域（支店・営業所は支店等を設置している国・地域）、また個人は住所（あるいは居所）のある国・地域を記入すること。

ただし、北朝鮮に本社のある支店等に対する支払の場合は、支店等を設置している国・地域を記入した後に、「本社所在国は北朝鮮」と記入すること。

（注意） 「所在国又は地域」は、銀行預金口座を開設している国・地域とは必ずしも一致しない。例えば、本邦にある銀行等に開設している非居住者預金口座の場合、日本ではなく、その預金口座の名義人が所在する国又は地域を記入すること。

「地域」とは、「アジア」や「欧州」等ではなく、「台湾」や「グアム」等「報告省令・別表第2」に掲載されている先を指す。

ニ. 国際収支項目番号811,812,815,820,913,917,923に該当する支払等（「国際収支項目の内容」を参照）については、次の表に掲げる業種番号も記入すること。持株会社への投資については、再投資先が明らかな場合は再投資先の業種を、再投資先が明らかなではない場合は報告者の業種に該当する業種番号を記入すること。ただし、再投資先の業種が明らかなではなく、且つ報告者自身が持株会社にあたる場合は、「その他製造業（業種番号290）」又は「その他非製造業（業種番号490）」を記入しても差し支えない。

なお、「業種番号」が判らない場合は、「3. 報告書の提出先と照会先」に照会すること。

<業種番号>

	(製造業)	180	一般機械器具	330	建設業
100	食料品	190	電気機械器具	340	運輸業
110	繊維	200	輸送機械器具	350	通信業
120	木材・パルプ	210	精密機械器具	360	卸売・小売業
130	化学・医薬	290	その他製造業	370	金融・保険業
140	石油		(非製造業)	380	不動産業
150	ゴム・皮革	300	農・林業	390	サービス業
160	ガラス・土石	310	漁・水産業	490	その他非製造業
170	鉄・非鉄・金属	320	鉱業		

(6) 「金額」欄

支払等（為替取引）を実行した原通貨のままで記入すること。通貨名は、通貨の特定が可能な表記とすること（例えば、「ドル」ではなく、「米国ドル」、「香港ドル」等と表記すること）。

なお、通貨名は略号を使用しても構わないが、同様に通貨の特定が可能な形で表記すること（例えば、「ドル」については「\$」ではなく、「US \$」や「HK \$」等の表記とすること）。

(7) 「国際収支項目番号」欄

イ. 「国際収支項目番号」の記入にあたっては、「国際収支項目の内容」を参照のこと。ただし、該当する取引内容がない場合に限り1100（その他）の番号を使用できる。この場合は具体的な取引内容を記入すること。

また、証券投資や海外預金の入出金等では、一部に例外的な記載を行うことが定められている。これについては、下記「9. 「取引の相手方」 「国際収支項目番号」欄の記入が原取

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>)

別紙様式第3

引以外となるケース」を参照すること。

なお、「国際収支項目番号」が判らない場合は、「3. 報告書の提出先と照会先」に照会すること。

ロ. 複数の取引をまとめて決済した場合は、同一の「国際収支項目番号」毎に集計すること。

ハ. 1回の支払等（為替取引）で、該当する「国際収支項目番号」が2つ以上となる場合は、該当する「国際収支項目番号」を全て連記し、該当する番号に対応する金額をカッコ書きすること（カッコ書きの合計額と報告書に記入した金額が一致すること）。この場合、1項目あたりの金額が3千万円相当額（1.（2）イ.（イ）に該当する支払は3百万円相当額）以下となる番号も記入すること。

(8) 「報告者の区分」欄

イ. 1～3の番号部分を○で囲むこと。

ロ. 「1. 公的」とは、報告者が国民経済計算体系（SNA）の中央政府、地方政府、社会保障基金及び公的金融法人である場合に該当。

ハ. 国際収支項目番号813,817,823,911,912,915,920に該当する支払等を含む場合、「報告者の業種」として、業種番号（上記（5）ニ. 参照）も記入すること。ただし、報告者の区分が「1. 公的」又は「2. 銀行」に該当する場合は記入不要。なお、報告者自身が持株会社にあたる場合は、再投資先の業種に該当する業種番号を記入のこと。ただし、再投資先の業種が明らかではない場合は、「その他製造業（業種番号290）」又は「その他非製造業（業種番号490）」を記入しても差し支えない。

なお、「業種番号」が判らない場合は、「3. 報告書の提出先と照会先」に照会すること。

9. 「取引の相手方」「国際収支項目番号」欄の記入が原取引以外となるケース

(1) 支払等の原因が「証券投資」の場合における「取引の相手方」欄の記入方法（これは報告書用紙の「記入要領2」に掲載されている内容を解説したもの）

イ. 支払等の目的が「証券投資」の場合に限り、証券の発行体の名称及び国（地域）を記入すること。

ロ. ただし、証券の発行体が居住者の場合は、日本でなく原取引の相手の国（地域）を記入すること。

(2) 海外に開設している預金勘定への預入のための送金であって、当該資金が非居住者に対する債務支払のため10日以内（10日を経過した場合は対象外）に当該預金勘定を通じて払出される場合の記入方法（これは報告書用紙の「記入要領4」に掲載されている内容を解説したもの）

(例) 非居住者（A社・米国）に新薬の研究開発を委託（国際収支項目番号464）し、この委託費を一旦自己の海外預金勘定（カナダ）に入金するため送金した。その後、10日以内に当該預金勘定から払出し、A社に資金を渡す場合。

(記入方法) 「非居住者に対する預け金（国際収支項目番号875）」としての報告は不要。A

2013年以前適用

(2014年1月以降の支払又は支払の受領に関する報告については、下記アドレスに掲載の「支払又は支払の受領に関する報告書」をご参照ください。

<http://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-redown2014.htm/>

別紙様式第3

社に対する新薬の研究開発委託費の支払、具体的には「取引の相手方」はA社の名称及び米国、また「国際収支項目番号」は464（新薬研究の開発委託）とすればよい。

すなわち、海外預金に滞留している期間が10日以内であれば海外預金の送金に関する本報告書は不要となる。

- (3) 海外に開設している預金勘定からの払出しによる送金の受領であって、当該資金が非居住者から当該勘定に入金されて10日以内（10日を経過した場合は対象外です）であった場合の記入方法（これは報告書用紙の「記入要領4」に掲載されている内容を解説したもの）。

(例) 非居住者（A社・米国）から新薬の研究開発を受託（国際収支項目番号464）し、この受託費が一旦自己の海外預金勘定（カナダ）に振込まれた。その後、10日以内に当該預金勘定から払出して本邦に回収。

(記入方法) 「非居住者に対する預け金（の回収）（国際収支項目番号875）」としての報告は不要。A社からの新薬の研究開発受託費の受取、具体的には「取引の相手方」はA社の名称及び米国、また「国際収支項目番号」は「464（新薬研究の開発委託）」とすればよい。

すなわち、海外預金に滞留している期間が10日以内であれば海外預金の回収に関する本報告書は不要となる。

10. 報告書を提出した後の訂正方法

- (1) 提出済み（誤報告分）の報告書と同一内容の報告書（**全記入事項を朱記書**）を作成すること（理由付記）。
- (2) 正当分を新たに作成し、為替取引を行った銀行等又は資金移動業者の店舗に（1）の報告書と同時（ホチキス等で止めること）に提出すること。正当分の「報告年月日」は再提出の日とすること。